

## 木津川市空家バンク実施要綱

平成29年1月20日告示第12号

(趣旨)

第1条 この告示は、木津川市における土地や家屋などの不動産の活用を通じて、定住促進等による地域の活性化を図るため、空家バンクの実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 建築物及びこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていない状態にあるもの（近く同様の状態になることが見込まれるものを含む。）並びにその敷地又は現に使用していない、かつ、建築物がない宅地（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第1号に規定する宅地をいう。）をいう。
- (2) 所有者等 空家等に係る所有権その他の権利により当該空家等の売却又は賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 不動産取引 空家等について、売買又は賃貸借等を行うことをいう。
- (4) 不動産関係団体 不動産の売買、交換、賃借若しくは管理又はその代理若しくは仲介を行い、木津川市における空家等対策に関する協定を締結している団体のことをいう。
- (5) 空家バンク 空家等の売却若しくは賃貸等を希望する所有者等又は空家等の活用を希望する者から申込みを受けて登録した情報を、必要に応じて市のホームページなどで公開するとともに、不動産関係団体に対し空家等の不動産取引の仲介等のために必要な情報を提供する制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この告示は、空家バンク以外による空家等の不動産取引を妨げるものではな

い。

- 2 市長は、空家等の売買又は賃借の交渉又は契約について、一切これに関与しない。  
(物件の登録等)

第4条 所有者等は、当該所有者等が所有する空家等を空家バンクに登録しようとするときは、空家バンク登録申込書(別記様式第1号)及び空家バンク登録カード(別記様式第2号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあった場合は、その内容等を確認し、適当であると認めたときは、当該所有者等及び空家等に関する事項を空家バンク登録台帳(以下「登録台帳」という。)に登録するものとする。ただし、当該空家等が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 所有者等が空家等の情報開示を拒否したとき。
- (2) 所有者等が木津川市暴力団排除条例(平成24年木津川市条例第36号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団密接関係者」という。)であったとき。
- (3) 所有者等が暴力団員又は暴力団密接関係者に自己の名義を利用させたとき。
- (4) その他市長が空家バンクへの登録が適当でないと認めたとき。

- 3 市長は、前項の規定による登録台帳への登録に関し必要がある場合は、当該空家等を調査することができる。

- 4 市長は、第2項の規定による登録の可否を空家バンク登録結果通知書(別記様式第3号)により、所有者等に通知することとする。

(登録台帳の登録事項の変更)

第5条 前条第4項の規定による空家バンク登録結果通知書の通知を受けた者(以下「登録者」という。)は、登録台帳の登録事項に変更があったときは、空家バンク登録変更届出書(別記様式第4号)に登録事項の変更内容を記載した空家バンク登録カードを添えて、市長に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録台帳の登録を削除するとともに、空家バンク登録抹消通知書（別記様式第5号）により当該登録者に通知するものとする。

- (1) 当該空家等に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- (2) 登録が完了した日から2年を経過したとき。
- (3) 登録者から空家バンク登録抹消届出書（別記様式第6号）の提出があったとき。
- (4) その他市長が登録を不相当と認めたとき。

（個人情報の保護）

第7条 空家バンクの運用に際し知り得た個人情報の取扱いについては、木津川市個人情報保護条例（平成19年木津川市条例第8号）に定めるところによる。

（補則）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。